

フレックスタイム制に関する労使協定

株式会社ヴェリタスジャパンと株式会社ヴェリタスジャパン従業員代表とは、労働基準法第32条の3の規定に基づき、フレックスタイム制について、次のとおり協定する。

(フレックスタイム制の適用従業員)

第1条 正社員従業員に限りフレックスタイム制を採用する。

(清算期間)

第2条 労働時間の清算期間は、毎月1日から末日までの1ヶ月とする。

(所定労働時間)

第3条 清算期間における所定労働時間は、清算期間を平均して1週35時間の範囲内で、1日7時間に清算期間中の労働日数を乗じて得られた時間数とする。

(1日の標準労働時間)

第4条 1日の標準労働時間は、7時間とする。

(コアタイム)

第5条 コアタイムは、午前11時から午後4時までとする。ただし、正午から午後1時までには休憩時間とする。

(フレキシブルタイム)

第6条 フレキシブルタイムは、次のとおりとする。

始業時間帯 午前7時から 10時

終業時間帯 午後4時から 9時

(遅刻・早退の取扱い)

第7条 従業員がコアタイムの全部又は一部を勤務しなかった場合においても、当該清算期間の実働時間が第3条に定める総労働時間を勤務している限りにおいて、賃金は控除しない。

(超過時間の取扱い)

第8条 清算期間中の実労働時間が所定労働時間を超過したときは、会社は、超過した時間に対して時間外労働割増賃金を支給する。

(不足時間の取扱い)

第9条 清算期間中の実労働時間が所定労働時間に不足したときは、不足時間を次の清算期間の法定労働時間の範囲内で清算するものとする。

(有効期間)

第10条 本協定の有効期間は、令和元年10月1日から1年とする。ただし、有効期間満了の1ヶ月前までに、会社、従業員代表いずれからも申し出がないときには、さらに1年間の有効期間を延長するものとする。

令和元年 9 月 19 日

株式会社ヴェリタスジャパン

代表取締役 中川隆太郎

株式会社ヴェリタスジャパン

従業員代表

木村 めいみ

